# 令和5年度埼玉県市町村社会教育委員連絡協議会総会及び研修会 

日時：令和5年5月31日（水）
午後1時30分～
会場：嵐山町 国立女性教育会館

## 総会次第

1 開会のことば 副会長 堀 満
2 会長あいさつ 会 長 寺田 竹雄
3 来賓あいさつ 埼玉県教育局市町村支援部生涯学習推進課
及び紹介 社会教育主事兼指導主事 岡田 直人 様嵐山町教育委員会 教育長 下村 治 様

4 議 事
議案第 1 号 令和 4 年度事業報告
議案第2号 令和4年度収支決算報告及び監査報告
議案第 3 号 令和 5 年度役員（案）
議案第 4 号 令和 5 年度事業計画（案）
議案第 5 号 令和 5 年度予算（案）
5 表 彰
6 閉会のことば 副会長 松村 行康
～休 嘼～
研 修 会 次 第
1 講 演
テーマ：社会教育委員のいない社会教育なんて ～社会教育と学校教育をつなぐ社会教育委員～講 師：とねがわ幼稚園 園長 笛笛哲 哲氏
(プロフィール)

川島町内の小学校長のご経験があり，川島町において
「親の学習」（家庭教育講座）の講師をされています。

令和 4 年度事業報告

1 重点目標
各市町村の社会教育委員活動に資する研修と情報交換に努める。

## 2 事業内容

| 日 程 | 事 業 内 容 | 場 所 等 |
| :---: | :---: | :---: |
| 4月19日（火） | 令和 3 年度会計監査会第1回理事会 | 川島町役場 |
| 5月27日（金） | 定期総会及び研修会 | 嵐山町 <br> 国立女性教育会館 |
| 10 月 7 日（金） | 第2回理事会 | 川島町役場 |
| 10 月 $\sim 2$ 月 | 地区別社会教育委員研修会4会場 <br> （入間地区，比企地区，東部地区，北部地区） |  |
| 2月28日（火） | 第3回理事会 | 川島町 コミュニティセンター |
| 3月31日（金） | 令和 4 年度研修集録発行 |  |

## 関連事業

| 日 程 | 事 業 内 容 | 場 所 等 |
| :---: | :---: | :---: |
| 5 月20日（金） | 全国社会教育委員連合第1回総会 | 千代田区日本弘道会ビル |
| 5月26日（木） | 関東甲信越静社会教育委員連絡協議会第1回理事会 | 千代田区日本弘道会ビル |
| 6月6日（月） | 彩の国コミュニティ協議会総会 | さいたま市 さいたま商工会議所会館 |
| 10月26日（水） | 全国社会教育委員連合第2回総会 | 広島県広島市広島国際会議場 |
| $\begin{aligned} & \hline 10 \text { 月 } 26 \text { 日 (水) } \\ & \sim 28 \text { 日 }(\text { 金 }) \end{aligned}$ | 第64回全国社会教育研究大会広島大会 | 広島県広島市広島国際会議場 他 |
| $\begin{array}{rrrr} \hline 1 & 1 & \text { 月 } & 1 \\ & 0 & \text { 日 (木) } \\ & \sim 1 & 1 & \text { 日 (金) } \end{array}$ | 第53回関東甲信越静社会教育研究大会 山梨大会 | 山梨県甲府市甲府市総合市民会館他 |
| 3 月 3 日（金） | 全国社会教育委員連合第3回総会 | 千代田区日本弘道会ビル |
| 3月10日（金） | 関東甲信越静社会教育委員連絡協議会第2回理事会 | 千代田区日本弘道会ビル |

令和 4 年度決算報告

［支出の部］
（単住：円）

| 項 目 | 本年度予算額 | 支出済䫓 | 不用額 | 說 明 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 報 傔 費 | 30， 000 | 30， 000 | 0 |  |
| 消 耗 品 資 | 25， 000 | 33， 006 | A 8， 006 | 表彰記念品費 |
| 会 議 费 | 10，000 | 7，164 | 2，836 | 理事会 |
| 印刷製本賸 | 75， 000 | 74,910 | 90 | 研修集緑印刷 |
| 通信運搬費 | 25， 000 | 14，030 | 10，970 | 郵送料 等 |
| 手 数 料 | 5， 000 | 3， 300 | 1，700 | 振込手数料 等 |
| 便 用 料 | 50， 000 | 43， 295 | 6，705 | 会場使用料，サーバー使用料 |
| 旅 費 | 180， 000 | 114， 690 | 65，310 | 役員旅费，大会旅費 |
| 助 成 金 | 201， 800 | 201， 800 | 0 | 5 地区助成金， <br> 3 地区研修会助成金 |
| 負 担 金 | 111，000 | 120； 500 | A 9， 500 | 全国社教連負担金，彩の国コミュニティィ協議会顀担金，大会参加費 |
| 穔 立 金 | 150， 000 | 150，000 | 0 |  |
| 予 倫 損 | 52， 200 | 0 | 52， 200 |  |
| 合 計 | 915， 000 | 792， 635 | 122； 365 |  |

［収支の部］

| （収入済額） |  |  |
| :--- | :--- | :--- |
| $914,882 円$ | - | （支出済額） |
| $792,635 \mathrm{H}$ |  |  |$\quad=\quad$| （差引残高） |
| :---: |
| $122,247 円$ |

残額122，247円は次年度に繰り越します。
《特別会計》
［関ブロ（埼玉）大会檟立金の状況］

| 令和 3 年度束残涼 | 令和4年度実施額 |  |  |  | 令和 4 年度末残高 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 積立頓 | 利息 | 取綃額 | 差引額 |  |
| 670， 048 | 150，000 | 6 | 19， 080 | 130， 926 | 800， 974 |

［社教情報頒布手数料積立金の状況］

| 令和 3 年度末 ＇残祝 | 令和 4 年屡実施頝 |  |  |  | 令和 4 年度末残高 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 収入 | 支出 | 差引額 |  |
| 360； 596 | 485 | 174， 602 | 140， 632 | 33， 970 | 394． 566 |

【監査報告】監査の結果，適正に処理されていることを認めます。
令和 5 年 4 月 26 日

上記のとおり報告政し末す。
令和5年5月31日

議案第3号
令和 5 年度 埼玉県市町村社会教育委員連絡協議会役員（案）
（敬称略）

| No． | 役 職 | 氏 名 | 市町村 | 地区 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 | 顧 問 | 野サ＂澤 マ 優ル | 深谷市 | 大里 |  |
| 2 | 会 長 |  | 杉戸町 | 埼葛 |  |
| 3 | 副会長 |  | 行田市 | 北埼玉 |  |
| 4 | 副会長 | 根 沙岗 | 川越市 | 入間 |  |
| 5 | 副会長 | $\begin{array}{cc} \text { 各二野 裕口寻 } \end{array}$ | ときがわ町 | 比企 |  |
| 6 | 副会長 | $\begin{array}{ll} \text { マツムラ } \\ \text { 松 } \end{array} \text { 村 }$ | 寄居町 | 大里 |  |
| 7 | 理 事 | $\begin{array}{cc} \text { +力衣 } \\ \text { 中世 根 將 } & \text { 行 } \end{array}$ | 加須市 | 北埼玉 |  |
| 8 | 理 事 | $\begin{array}{cc} \text { 多ダッキミツ } \\ \text { 髙田明充 } \\ \hline \end{array}$ | 吉川市 | 埼葛 |  |
| 9 | 理 事 | 今マ 年 和シ | 蓮田市 | 埼葛 |  |
| 10 | 理 事 | 黒林キ－ズ才 | 日高市 | 入間 |  |
| 11 | 理 事 | $\begin{array}{lr} \text { サクヤマ ケ ィ ィ } \\ \text { 柵 } \end{array}$ | 鶴ヶ島市 | 入間 |  |
| 12 | 理 事 | 济 岩ワ莮 | 東松山市 | 比企 |  |
| 13 | 理 事 |  | 熊谷市 | 大里 |  |
| 14 | 理 事 | $\begin{array}{ll} \text { イイヅカ } \\ \text { 飯塚 富美责 } \end{array}$ | 深谷市 | 大里 |  |
| 15 | 監 事 | $\begin{array}{cc} \text { 力ワタ 多 } & \text { 号菏雄 } \\ \hline \end{array}$ | 羽生市 | 北埼玉 |  |
| 16 | 監 事 | $\begin{array}{cc} \text { 今マイ并 多力 雄 } \end{array}$ | 川島町 | 比企 |  |
| 17 | 幹 事 | 小又 小 $_{\text {沼 }}^{\text {幸き }}$ 雄 | 杉戸町 | 埼葛 | 紛務担当 |
| 18 | 幹 事 |  | 行田市 | 北埼玉 | 関ブロ大会担当 |
| 19 | 幹 事 | $\begin{aligned} & \text { ヤへ 矢 部 真弘 } \end{aligned}$ | 寄居町 | 大里 | 社教情報担当 |
| 20 | 幹 事 | $\begin{array}{lll} \text { コバヤジ ク } \\ \text { 小 林 久 } \end{array}$ | ふじみ野市 | 入間 | 会計担当 |
| 21 | 幹 事 | $\begin{array}{cc} \text { 煠ダ思 雅貴 } \\ \text { 神 } \end{array}$ | 川島町 | 比企 | 総会•研修担当 |

＊令和6年度以降，地区連絡協議会を単位として次のとおり役職のローテーション を行う。

## 1 役 員

顧 問（1名）
会 長（1名）副会長（4名）
理 事（8名）
監 事（2名）
幹 事（5名）全員で事務局を担当：各地区連絡協議会1名

## 2 事務局の担当業務

## 会長選出地区連絡協議会幹事：総務

副会長選出地区連絡協議会幹事：会計／総会•研修／社教情報／関ブロ大会

## 3 ローテーション表

|  | 東地区 |  | 西地区 |  | 北地区 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 北埼玉地区 | 埼葛地区 | 入間地区 | 比企地区 | 大里地区 |
| 令和 4 年度令和5年度 | 副会長（1名） <br> 理事（1名） <br> 監事（1名） <br> 幹事（1名）関ブロ | 会長（1名） <br> 理事（2名） <br> 幹事（1名）総務 | 副会長（1名） <br> 理事（2名） <br> 幹事（1名）会計 | 副会長（1名） <br> 理事（1名） <br> 監事（1名） <br> 幹事（1名）研修 | 副会長（1名） <br> 理事（2名） <br> 幹事（1名）社教 |
| 令和6年度令和 7 年度 | 副会長（1名） <br> 理事（2名） <br> 幹事（1名）研修 | 副会長（1名） <br> 理事（1名） <br> 監事（1名） <br> 幹事（1名）社教 | 副会長（1名） <br> 理事（2名） <br> 幹事（1名）関ブロ | 会長（1名） <br> 理事（2名） <br> 幹事（1名）総務 | 副会長（1名） <br> 理事（1名） <br> 監事（1名） <br> 幹事（1名）会計 |
| 令和8年度令和9年度 | 会長（1名） <br> 理事（2名） <br> 幹事（1名）総務 | 副会長（1名） <br> 理事（2名） <br> 幹事（1名）会計 | 副会長（1名） <br> 理事（1名） <br> 監事（1名） <br> 幹事（1名）研修 | 副会長（1名） <br> 理事（1名） <br> 監事（1名） <br> 幹事（1名）社教 | 副会長（1名） <br> 理事（2名） <br> 幹事（1名関ブロ |
| 令和 10 年度令和11年度 | 副会長（1名） <br> 理事（1名） <br> 監事（1名） <br> 幹事（1名）社教 | 副会長（1名） <br> 理事（2名） <br> 幹事（1名）関ブロ | 会長（1名） <br> 理事（2名） <br> 幹事（1名）総務 | 副会長（1名） <br> 理事（2名） <br> 幹事（1名）会計 | 副会長（1名） <br> 理事（1名） <br> 監事（1名） <br> 幹事（1名）研修 |
| 令和 12 年度令和 13 年度 | 副会長（1名） <br> 理事（2名） <br> 幹事（1名）会計 | 副会長（1名） <br> 理事（1名） <br> 監事（1名） <br> 幹事（1名）研修 | 副会長（1名） <br> 理事（1名） <br> 監事（1名） <br> 幹事（1名）社教 | 副会長（1名） <br> 理事（2名） <br> 幹事（1名）関ブロ | 会長（1名） <br> 理事（2名） <br> 幹事（1名）総務 |
| 令和14年度令和 15 年度 | 副会長（1名） <br> 理事（1名） <br> 監事（1名） <br> 幹事（1名）関ブロ | 会長（1名） <br> 理事（2名） <br> 幹事（1名）総務 | 副会長（1名） <br> 理事（2名） <br> 幹事（1名）会計 | 副会長（1名） <br> 理事（1名） <br> 監事（1名） <br> 幹事（1名）研修 | 副会長（1名） <br> 理事（2名） <br> 幹事（1名）社教 |

令和 5 年度事業計画（案）

## 1 重点目標

各市町村の社会教育委員活動に資する研修と情報交換に努める。
2 事業内容

| 日 程 | 事 業 内 容 | 場 所 等 |
| :---: | :---: | :---: |
| 4月26日（水） | 令和 4 年度会計監査会第1回理事会 | 川島町役場 |
| 5月31日（水） | 定期総会及び研修会 | 嵐山町 <br> 国立女性教育会館 |
| 9 月下旬 | 第2回理事会 | 川島町役場 |
| 10 月 $\sim 2$ 月 | 地区別社会教育委員研修会 4 会場 （入間地区，比企地区，東部地区，北部地区） |  |
| 2 月下旬 | 第3回理事会 | 川島町役場 |
| 3 月下旬 | 令和 5 年度研修集録発行 |  |

関連事業

| 日 程 | 事 業 内 容 | 場 所 等 |
| :---: | :---: | :---: |
| 5月12日（金） | 全国社会教育委員連合第 1 回総会 | 千代田区 <br> 日本弘道会ビル |
| 5月19日（金） | 関東甲信越静社会教育委員連絡協議会第1回理事会 | 千代田区日本弘道会ビル |
| 6 月上旬 | 彩の国コミュニティ協議会総会 |  |
| 11 月 9 日（木） | 全国社会教育委員連合第2回総会 | 宮崎県宮崎市宮崎市民文化ホール |
| $\begin{array}{r} 1 \text { 1月8日 (水) } \\ \sim 10 \text { 日 (金) } \\ \hline \end{array}$ | 第 65 回全国社会教育研究大会宮崎大会全国社会教育委員連合第2回総会 | 宮崎県宮崎市宮崎市民文化ホール |
| $\begin{array}{r} \hline 1 \text { 月 } 21 \text { 日 (水) } \\ \sim 2 \text { 日 } \text { (金) } \end{array}$ | 第54回関東甲信越静社会教育研究大会栃木大会 | 栃木県宇都宮市栃木県総合文化センター |
| 3 月上旬 | 全国社会教育委員連合第3回総会 | 千代田区日本弘道会ビル |
| 3 月中旬 | 関東甲信越静社会教育委員連絡協議会第2回理事会 | 千代田区日本弘道会ビル |

令和 5 年度予算（案）
［収入の部］
（単位：円）

| 項 目 |  |  | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比較増減 | 付記 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 会 |  | 費 | 459， 000 | 459， 000 | 0 | 各地区負担金 |
| 補 | 助 | 金 | 230， 000 | 230， 000 | 0 | 埼玉県補助金 |
|  | 越 | 金 | 122， 247 | 225， 880 | A 103， 633 | 前年度繰越金 |
| 雑 | 収 | 入 | 53 | 120 | （ 67 | 利息 |
| 合 |  | 計 | 811， 300 | 915， 000 | A 103,700 |  |

［支出の部］（単位：円）

| 項 目 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比較増減 | 付記 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 報 償 費 | 30， 000 | 30， 000 | 0 |  |
| 消 耗 品 費 | 30， 000 | 25， 000 | 5， 000 | 表彰記念品費 |
| 会 議 費 | 10，000 | 10， 000 | 0 | 理事会 |
| 印刷 製 本 費 | 26，000 | 75， 000 | A 49， 000 | 研修集録印刷（100部） |
| 通信運搬費 | 10， 000 | 25， 000 | A 15， 000 | 郵送料 等 |
| 手 数 料 | 5， 000 | 5， 000 | 0 | 振込手数料 等 |
| 使 用 料 | 95， 000 | 50， 000 | 45， 000 | 会場使用料 <br> サーバー使用料（H P 運営支援費込み） |
| 旅 費 | 200， 000 | 180， 000 | 20，000 | 役員旅費，大会旅費 |
| 助 成 金 | 201， 800 | 201， 800 | 0 | 5 地区助成金， <br> 3 地区研修会助成金 |
| 負 担 金 | 120， 500 | 111， 000 | 9，500 | 全国社教連負担金，彩の国コミュニティ協議会負担金，大会参加費 |
| 積 立 金 | 80，000 | 150， 000 | A 70， 000 |  |
| 予 備 費 | 3， 000 | 52， 200 | （ 49， 200 |  |
| 合 計 | 811， 300 | 915， 000 | A 103,700 |  |

## 《特別会計》

［関ブロ（埼玉）大会積立金の状況］

| 令和 4 年度末 <br> 残高 | 令和 5 年度実施予定額 5 年度末 |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 積立額 | 利息 | 取崩額 | 差引額 |  |
| 800,974 | 80,000 | 6 | 29,000 | 51,006 | 851,980 |

「取崩額」について
関ブロ大会担当幹事及び関ブロ大会幹事選出地区会長（県社連副会長）を関ブロ大会へ派遣す る。
※関ブロ大会担当幹事は 2 年の任期中 1 回（令和 4 年度に派遣済み）

上記のとおり提案致します。
令和 5 年5月31日
埼玉県市町村社会教育委員連絡協議会 会長 寺 田 竹 雄

【令和 5 年度県社連表彰について】

1 被表彰者
（敬称略）

| 地区 | 氏 名 | 所属市町村 |
| :---: | :---: | :---: |
| 北埼玉地区 | 島甸 皆 寽天豆 | 行田市 |
| 埼葛地区 | 今哭宑 和 | 蓮田市 |
| 埼葛地区 | 仁部 弥先 | 杉戸町 |
| 入間地区 | 知簥 芮午 | 毛呂山町 |
| 入間地区 | 䴥の砉 众美予 | 坂戸市 |
| 比企地区 |  | 鳩山町 |
| 大里地区 | 河䓒 䉿いち | 深谷市 |

2 感謝状

該当者なし

## 埼玉県市町村社会教育委員連絡協議会 表彰規程

第1条 この規程は，埼玉県内の社会教育振興に貢献した者の表彰に関すること を規定する。

第2条 表彰は，次の各号の一に該当する者に対して行う。
（1）社会教育委員として，特に功績が顕著である者
（2）社会教育関係職員で，その業績が特に優秀である者
（3）その他，特に社会教育の発展に功績があると認められる者

第3条 表彰要項は，次のとおりとする。
（1）表彰者は，埼玉県市町村社会教育委員連絡協議会長とする。
（2）被表彰者は，当理事会より推薦された者とする。
（3）表彰は，原則として埼玉県市町村社会教育委員連絡協議会総会の席上で行う。
（4）表彰は，賞状に記念品をそえて行う。

附 則
1 この規程の施行に必要な細則は別に定める。
2 この規程は，昭和54年7月17日より施行する。
3 平成12年4月1日改正施行する。
4 平成 18 年 6 月 2 日改正施行する。

## 表彰規程細則

第1条 表彰は，毎年実施する。
第2条 規程第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号については表彰状を授与し，第 3 号につ
いては感謝状を授与する。

## 埼玉県市町村社会教育委員連絡協議会会則

埼玉県市町村社会教育委員連絡協議会会則（昭和34年11月9日施行）の全部を改正する。
（名称及び事務局）
第1条 この会は，埼玉県市町村社会教育委員連絡協議会と称し，事務局を会長所属 の地区連絡協議会に置く。
（組織）
第2条 この会は，市町村の社会教育委員をもって組織する。ただし他の名称に変更 された従来の社会教育委員も含む。
（目的）
第3条 この会は，県内市町村の社会教育委員相互の連絡調整をはかり，社会教育の振興に寄与することを目的とする。
（事業）
第4条この会は，前条の目的を達成するために次の事業を行ら。
（1）社会教育に関する情報の交換
（2）社会教育振興に関する研究
（3）関係機関，団体との連絡提携
（4）その他，目的達成に必要な事業
（役員）
第5条 この会に次の役員をおく。
（1）理事 15 名（弓ち会長 1 名，副会長 4 名，監事 2 名）
（2）幹事 5 名
（役員の選出）
第6条 役員の選出は，次のとおりとする。
（1）理事は，各々の地区連絡協議会から 3 名選出する。
（2）幹事は，各々の地区連絡協議会から 1 名選出する。
（3）会長，副会長，監事は，互選とする。
（4）役員は，総会で承認を得る。
（5）補欠役員については，直近の総会において報告する。

第7条 役員の任期は，2年とする。ただし，再任を妨げないものとする。補欠役員 の任期は，前任者の残任期間とする。
（役員の職務）
第8条 役員は，次の職務を行う。
（1）会長は，会務を総括し，この会を代表する。
（2）副会長は，会長を補佐し，会長に事故あるときはその職務を代理する。
（3）理事は，理事会を構成し，会の運営事項について審議し，会務を処理する。
（4）監事は，この会の会計を監査する。
（5）幹事は，この会の庶務を担当する。
（顧問）
第9条 この会に総会の承認を得て顧問をおくことができる。
2 顧問は，この会の重要事項について，会長の要請に応じて会議に出席し，意見を述べることができる。
（会議）
第10条 この会の会議は，総会及び理事会とする。
2 会議は，会長が招集し，議長にあたる。
3 総会は，年1回開催する。ただし，必要に応じて臨時に開催することができる。
4 理事会は，年3回開催する。ただし，必要に応じて臨時に開催することができる。
5 総会は，予算，決算，事業計画，事業報告，その他の重要事項について審議し議決する。
（経理）
第11条 この会の経費は，会費，その他の収入をもってこれにあてる。会費の額は別に定める。

2 この会の会計年度は，毎年 4 月 1 日に始まり，翌年 3月31日に終わる。 （会則の変更）

第12条 この会則は，総会の承認を得なければ変更することはできない。附 則 この会則は，平成 26 年 5 月 29 日から施行する。

